

太田市外三町広域清掃組合 公共施設等総合管理計画



第3版

令和5年4月

太田市外三町広域清掃組合

目次

1	計画策定の背景と目的	
(1)	背景と目的	2
(2)	計画の位置付け	2
2	計画の範囲	
(1)	計画の対象範囲	3
(2)	計画期間	3
3	施設等の現状及び今後の見通し	
(1)	太田市外三町の現状	4
(2)	対象施設の現状と課題	4
(3)	維持管理・修繕・更新等に係る中期的な経費の見込み	5
4	施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	
(1)	基本的な考え方	7
①	施設の長寿命化による財政負担の軽減・平準化	
②	安全・安心の確保	
③	施設の適切な配置と規模	
(2)	廃棄物処理施設等の管理に関する実施方針	8
①	点検・診断等の実施方針	
②	維持管理・修繕・更新等の実施方針	
③	安全確保の実施方針	
④	耐震化の実施方針	
⑤	長寿命化の実施方針	
⑥	民間活力の有効利用推進方針	
⑦	ユニバーサルデザイン化の推進方針	
⑧	脱炭素化の推進方針	
⑨	統合や廃止の推進方針	
(3)	計画の進め方	10
①	総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	
②	フォローアップの実施方針	

1 計画策定の背景と目的

(1) 背景と目的

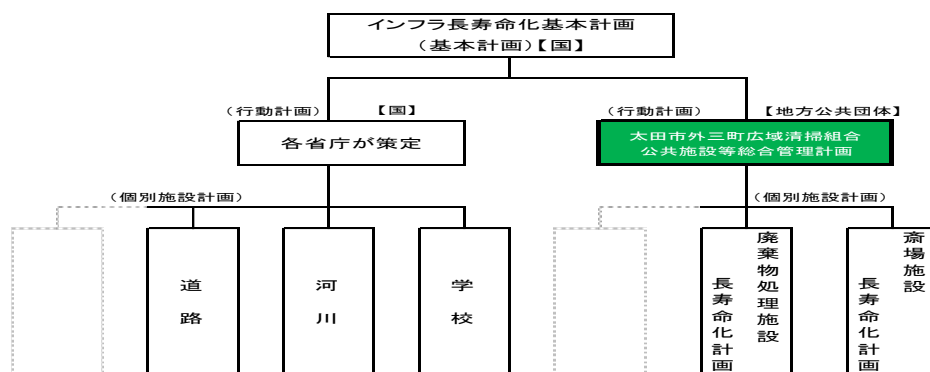
国において、インフラの老朽化が急速に進展することへの対応として、平成25年11月に「インフラ長寿命化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定され、国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るための方向性が示されるとともに、地方公共団体の役割である行動計画も示されており、平成26年4月22日付け総財務第74号「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」で各地方公共団体に対して、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための公共施設等総合管理計画の策定が要請されました。

全国の地方公共団体では、過去に建設された公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっているが、その一方で、各団体の財政は依然として厳しい状況にあると同時に、少子高齢化を迎え人口減少社会へと向かっており、「早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要」（総務省資料）な状況であり、喫緊の課題となっています。

このような中、令和4年4月に国の策定指針が改訂されたことに伴い、太田市外三町広域清掃組合（以下「本組合」という。）では、引続き国の制度を活用しながら公共施設マネジメントの取組みを推進するため、要請に基づいた計画内容の追加及び修正を行うとともに、改めて施設の現状を把握し、総合的な管理を継続的に推進するため、本組合公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）に個別の取組み内容等の反映及び所要の改訂を行うものです。

(2) 計画の位置付け

本組合が管理運営するインフラ及び今後管理運営を予定しているインフラに関し、公共施設マネジメント基本方針に基づく、圧縮維持管理、更新等を着実に推進するため、本計画を策定し、インフラの長寿命化に向けた基本的な取組みを推進し、今後の中長期的な方向性を示すものです。

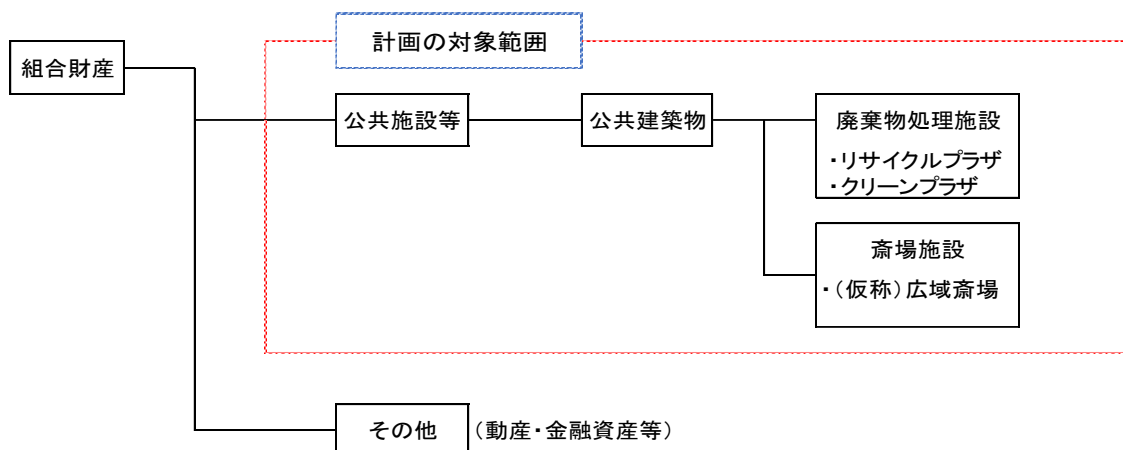


2 計画の範囲

(1) 計画の対象範囲

本計画の対象施設は、本組合が管理運営しているインフラを構成する各施設のうち、重要性等の観点から計画的な定期点検整備、修繕及び更新等の取組みを実施する必要性が認められる以下の施設を対象とします。

No.	施設分類	施設名称
1	廃棄物処理施設	リサイクルプラザ
2	廃棄物処理施設	クリーンプラザ
3	斎場施設	(仮称) 広域斎場 (令和7年度中 供用開始 予定)



(2) 計画期間

令和5年度から令和23年度までの20年間とし、取組みの進捗状況及び知見の蓄積状況等を踏まえ、また最新の施設整備計画及び個別施設計画等の情報との整合を図り、必要に応じ適宜、計画を見直すものとします。

<計画期間>

令和5年(2023年) ~ 令和24年(2042年)

3 施設等の現状及び今後の見通し

(1) 太田市外三町の現状

太田市、千代田町、大泉町及び邑楽町（以下「構成市町」という。）は、群馬県の東南端に位置し、2市5町からなる東毛広域市町村圏（太田市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町で構成される広域圏）に含まれる地域である。とりわけ太田市・大泉町では、数多くの工業団地を造成し、工業誘致を行って来た経緯があり、現在では全国でも有数の工業集積地帯を形成しています。

廃棄物処理については、令和3年4月よりユニバーサルデザインを導入した本組合クリーンプラザにて可燃ごみの受入れ及び処理を行っています。不燃・粗大・資源ごみについては、平成16年4月より本組合のリサイクルプラザで処理を行っています。両施設を効率的に管理運営することで行政サービス維持向上を図っていくとともに、太田市を筆頭に構成市町は事業系一般廃棄物のごみ排出量に占める割合が高いことから、その発生抑制及び再生利用の推進を図り、資源として回収する施策等を行っていくことが施設の延命化に繋がっていくと考えられます。両施設においても一般廃棄物の更なる発生回避、発生抑制、再使用及びリサイクルの4R推進を図るとともに、適正な最終処分を行うことで、循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル・処理システムの構築を目指し、持続可能なごみの減量化等の政策課題に優先的に取り組むことが求められています。

斎場施設については、今後のさらなる高齢化に伴い、火葬需要の一層の増加が予想される状況下において、総合的な事務の効率化、スケールメリットによる財政負担の軽減等を勘案し、広域連携による新斎場の建設及び運営にあたり事業を計画的に進めるため、建設地及び最適事業手法の検討等の関連する調査を行い、新斎場整備のための基本計画を策定し、令和7年度中の供用開始に向け、鋭意推進しているところです。

今後も引き続き構成市町との情報共有や連携強化を図っていくとともに、財政負担の軽減・平準化及び効率的かつ効果的な維持管理をするうえでの広域連携が必要不可欠であると考えられます。

(2) 人口の推移

本組合管内の将来人口推移は、今後高齢者人口が増加し、少子化傾向が進展することにより、人口は減少を続け、2045年には262,043人まで減少する見通しです。（国立社会保障・人口問題研究所：日本の地域別将来推計人口より）

世代別の人口推移では、年少人口と生産年齢人口は減少傾向にあり、老年人口は増加傾向にあります。今後の人口推移をみても同様の傾向が続き、少子高齢化が一段と進む見通しです。

今後の斎場業務については、高齢化の進展に伴い火葬件数の増加が予測されることから、人口の減少や年齢構成の変化に応じた住民ニーズを把握し、サービスのあり方を検討

する必要があります。

(3) 対象施設の現状と課題

本組合が保有している、または今後保有予定の対象施設の概要は以下のとおりです。

No.	施設分類	施設名称	延床面積 (m ²)	竣工 (代表建物)	構造 (代表建物)
1	廃棄物処理施設	リサイクルプラザ	8,191.92	平成16年	鉄筋コンクリート造
2	廃棄物処理施設	クリーンプラザ	9,637.29	令和3年	鉄筋コンクリート造
3	斎場施設	(仮称) 広域斎場	5,050.00 (予定: 基本計画より)	令和8年 (予定: 基本計画より)	鉄筋コンクリート造 (予定: 基本計画より)

※ 竣工年等は当該施設の代表建築物等について記載

現在、本組合が保有している対象施設は、廃棄物処理施設で不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみを処理する「リサイクルプラザ」及び可燃ごみを処理する「クリーンプラザ」で合計2施設です。

今後、建設及び運営を予定している施設は斎場施設であり、令和7年度中（令和8年）供用開始の予定です。

建築後の経過年数をみると、令和3年に供用開始したクリーンプラザに対し、リサイクルプラザは築15年を経過し、破碎処理プラントの大規模改修及び計量システム更新を実施した実績がある一方、今後必要に応じて設備更新や大規模改修を検討する必要があり、施設の処理能力を維持するため、計画的に定期点検整備、修繕及びプラントの更新等を行うとともに、長寿命化計画の策定に取り組んでいるところです。

(4) 維持管理・修繕・更新等に係る中期的な経費の見込み

本組合が現在管理運営している対象施設の維持管理、更新等に係る費用の縮減及び平準化を図り、必要な予算の確保を進めていくためには、中長期的な将来の見通しを把握し、それを一つの目安として、戦略を立案し、必要な取組みを進めていくことが重要であり、最終的なトータルコストの縮減に繋がってきます。

本組合が管理運営するリサイクルプラザについて、大規模設備を有しているが、建設してからこれまで必要な大規模改修及び設備の更新等については、「粗破碎機の大規模修繕及び計量システムの更新」を実施したのみであり、今後20年間の維持管理のためには多額の費用が必要になると見込まれています。

廃棄物処理施設としての機能の維持及び安全面等を確保していくには、今後の維持管理及び更新等を含め、個別施設計画の策定を通じて保全の対象となる部位、仕様等の正確な

把握を行った上で、予防保全の考え方の導入により、長期的で計画的な対策費用を見積もるとともに、中長期的な維持管理及び更新等のコストの見通しを推定し、必要な予算の確保を行う必要があります。

しかし、本組合の歳出全般には、構成市町からの負担金を充当する必要があるため、維持管理・更新及び大規模修繕等の経費の確保は、構成市町の財政状況に大きく左右され、また国からの交付金等への期待が大きく不安定な要素となっており、加えて組合債への依存も大きく、その後の償還にも負担金を充当することとなるため、経費の確保については、今後も厳しい状況が続いていくことが予想されます。

4 施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

「3 施設等の現状及び今後の見通し」を踏まえ、適切な施設管理と持続可能な財政運営の双方を達成できるよう、以下の基本的な考え方や各施設の実施方針等に基づき、施設の総合的かつ計画的な管理を行います。

(1) 基本的な考え方

① 施設の長寿命化による財政負担の軽減・平準化

本組合が管理運営する施設は、今後20年間で老朽化が進み、安全性の低下や維持管理・更新等にかかる経費の増大が懸念されます。厳しい財政状況下で必要なインフラの機能を維持していくためには、経常的な維持管理及び修繕の計画を含め、効率的な方策を総合的に決定し、中長期的なトータルコストの縮減や予算の平準化を図る必要があります。

そのためには、施設の大規模な修繕や更新をできるだけ回避することが重要であり、これまでの「壊れてからの修繕（事後保全）」から、「計画的な修繕（予防保全）」への転換を進め、施設の劣化が進行する前に、定期的な点検整備、診断を実施し施設の長寿命化に取り組み、今後も保有すべき公共施設等については、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図るなど、中長期的な視点に立った計画的な維持保全に努めます。

② 安全・安心の確保

施設は、住民や利用者等の安全・安心を確保したうえで、必要な機能を確実に発揮し続けることが大前提です。利用状況や自然環境等に応じて、施設の劣化や損傷は進行が異なり、その状態は刻々と変化するため、定期的な点検整備により施設の状態を正確に把握することが重要です。

このため、点検整備の結果に基づき、必要な対策を適切な時期に着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、点検整備等で劣化や損傷等が認められた施設の部分については、すみやかに修繕・改修を検討します。

また、これらの取組みの情報を記録し、個別施設計画への反映、次期点検整備及び診断等に活用していきます。

③ 施設の適切な配置と規模

今後の人口減少社会や地球温暖化の進展等の社会経済情勢の変化に伴い、インフラに求められる役割や機能も変化していくものと考えられます。

このため、施設の更新等に当たっては、施設の役割や機能、将来の利用需要を十分検討し、社会経済情勢の変化に応じた機能向上や機能転換、他の自治体との集約化を図る等、最適な配置・規模となるよう取組みます。

(2) 廃棄物処理施設等の管理に関する実施方針

① 点検・診断等の実施方針

廃棄物処理施設については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行規則第5条の規定に基づいて行う廃棄物処理施設の維持管理上必要な概ね3年に1回行う定期的な検査（以下「精密機能検査」という。）を実施し、健全度及び機能度を診断するとともに、3年に1回の精密機能検査を踏まえ、日常的に施設や各種設備機器等の定期点検整備を実施します。

斎場施設については、基本方針を維持管理がしやすく効率的な施設づくりとし、コンパクトで効率的な施設配置による事業費の削減や維持管理費の低減化を目指す施設とします。

管理棟については、施設管理者又は専門業者による日常・定期点検を実施し、修繕等の対策を適切な時期に、的確に実施できるよう、点検・診断・修繕の履歴を蓄積し、次期点検・診断・修繕に活用していきます。

業務委託等の確認及び点検の実施については、職員の技術力及び人材の確保が不可欠であり、定期的な職場研修等により人材育成を図っていきます。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

損傷が明らかになってから修繕を行う従来型の「壊れてからの修繕（事後保全）」から「計画的な修繕（予防保全）」へ転換し、施設の健全な状態を維持しながら、長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減を目指します。

また個別施設計画に基づき、計画的な修繕・更新等を実施し、処理能力維持のための早期対策が必要と判断される劣化や損傷等が確認された施設については、応急対策を実施します。

今後の施設の更新等にあたっては、施設が果たしている役割や機能を再確認したうえ、将来の利用需要を見据え、社会経済情勢の変化に応じた機能向上や機能転換、他の施設との集約化等について十分検討するとともに、維持管理しやすい構造とすることを検討します。

③ 安全確保の実施方針

定期点検整備等で劣化・損傷等が認められた施設については、すみやかに修繕・改修を検討し、施設の安全・安心の確保に努めます。

施設の修繕等に時間を要する場合にあつては、防護柵の設置等立入禁止措置を講じ、利用者安全の確保に十分な配慮を行います。

④ 耐震化の実施方針

廃棄物処理施設及び今後建設、運営を控えている斎場施設については、住民生活の基盤を支えるものであり、災害時においても業務継続が必要不可欠であることを踏まえ、施設の在り方や耐震化について検討します。

⑤ 長寿命化の実施方針

施設の利用上の重要性や劣化・損傷度から、本組合所有施設の維持管理優先順位を定め、本計画策定後、「廃棄物処理施設長寿命化計画策定の手引き」（平成22年環境省）又は「一般廃棄物処理施設機器別管理基準等検討調査委託業務報告書」（平成22年環境省）等も参考とした「個別施設計画」を策定し、施設の特性及び安全性・経済性等を踏まえ、経年による機能・性能の劣化が軽微である早期段階のうちに、予防的な修繕等の実施による機能回復や維持管理、耐震性能及び省エネルギー化等の社会的要求水準の向上に合わせた機能向上に取組み、定期点検整備・補修・精密機能検査及び更新等の履歴に基づき、随時見直しを行いながら、長寿命化を実施していきます。

⑥ 民間活力の有効利用推進方針

リサイクルプラザについては、長期包括業務等により民間のもつノウハウを導入するなど、施設の整備や管理における官民の協働により、コスト縮減やサービス水準の向上に努めます。また、民間の技術、ノウハウ及び資金等を活用する有効性等も検討し、環境負荷の低減や省エネルギーにも取組みます。

ごみ焼却施設であるクリーンプラザについては、大規模改修も含めた長期包括的な契約により、竣工年度の令和3年度から20年間の運営、維持管理費の平準化を図り、民間活用によるコスト縮減及びサービス向上等の有効性を検証していきます。

今後、建設及び運営を予定している斎場施設については、過度な装飾を排したデザインの採用やメンテナンス性に優れた施設とし、改修がしやすい平面計画など環境負荷の低減についても配慮し、民間活力の活用を含め、運営にかかるコスト縮減に取組みます。

⑦ ユニバーサルデザイン化の推進方針

誰もが安心・安全に利用しやすい施設となるために、公共施設等の改修・更新等を行う際には、利用者ニーズや施設の状況を踏まえ、ユニバーサルデザイン化を進めます。

⑧ 脱炭素化の推進方針

地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）を踏まえ、公共施設における再生可能エネルギーを活用した設備の導入及び省エネ性能に優れた機器等の導入による消費エネルギーの省力化等、脱炭素社会実現のため公共施設における脱炭素化に向けた取組みを推進します。

⑨ 統合や廃止の推進方針

本組合の構成市町は、「群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」（平成29年3月群馬県策定）において、「広域化ブロック区分」されている「太田館林ブロック」に含まれており、現在、本組合が管理運営している廃棄物処理施設については広域化による統合を達成している状況です。

今後、建設及び運営が予定されている斎場施設については、太田市の太田市斎場、千代田町、大泉町及び邑楽町で構成される大泉町外二町環境衛生施設組合が管理運営している大泉町外二町斎場を統合し、本組合の廃棄物処理施設と同様に広域連携による新斎場の建設及び運営を予定していることから、上位計画に大幅な変更等がなければ、当面は現況の枠組みの中で施設の建設及び管理運営を進めていきます。

（3）計画の進め方

① 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

本計画を推進するにあたっては、施設マネジメント統括者を定め、施設担当部署との連携体制を構築しながら、総合的な視点で取組みを進めていきます。

また、個々の職員が行動計画の意義などを十分理解し、社会経済状況や組合圏域の住民のニーズなどの変化を的確にとらえ、既存施設をいかに効率的・効果的に活用できるかといった創意工夫の意識を持てるよう、また目的意識を持って行動できるよう、啓発と意識改革に努めます。

さらに計画を推進していくためには、技術的な検証が必要であり、専門的技術を有する職員を継続的に養成し、技術的手法や管理水準の見直しを的確に実施できる体制を整えていく必要があります。

② フォローアップの実施方針

本計画の内容については、今後の構成市町の財政状況、社会情勢及び地域環境等の変化に応じ、適宜見直しを行うものとします。

本計画の実効性を高めるため、個別施設計画により施設の維持管理、修繕、大規模改修及び更新等を行っていく具体的な計画について定めるものとします。

本計画は、太田市外三町広域清掃組合議会及び正副管理者へ随時情報提供を行うとともに、構成市町住民と情報・問題意識を共有するため、ホームページ等により情報提供を行い、開かれた広域行政運営を目指すものとします。

計画改訂の履歴

- ・平成29年3月策定

- ・令和3年3月（第2版）改定

主な改定事項

- ・新たなごみ焼却施設稼働に伴う計画の改定

- 1 計画策定の背景と目的

- 2 計画の範囲

- 3 施設等の現状及び今後の見通し

- 4 施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

- ・令和5年4月（第3版）改定

主な改定事項

- ・斎場建設に伴う計画の改定

- ・国の指針改定に基づく改訂。（ユニバーサルデザイン化及び脱炭素化の推進方針を追記。）

太田市外三町広域清掃組合 公共施設等総合管理計画

第3版

令和5年 4月

群馬県 太田市外三町広域清掃組合 総務課

〒373-0842 群馬県太田市細谷町604番地1

TEL : 0276-33-7980

FAX : 0276-33-7981

<https://www.otakouiki-kumiai.or.jp/>
